

令和3年 第2回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和3年第2回東彼杵町議会臨時会は、令和3年7月21日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第37号 損害賠償の額を定めることについて

6 閉 会

開 会（午前9時26分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さんおはようございます。定刻若干前でございますけれど、全員お揃いのようなので、ただいまから第2回臨時会を開会したいと思います。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回東彼杵町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番議員、大石俊郎君、6番議員、尾上庄次郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第37号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第37号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

ここに令和3年第2回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用な中にお揃いご出席をいただき、誠にありがとうございます。

国は、緊急事態宣言の再発令が行われておりますが、長崎県は感染状況につきましてフェーズ1に下がってはいますが、ワクチン接種が済まれた方も、感染力が強いデルタ株の感染に警戒をしなければなりません。引き続き手洗い、マスク、換気、三密を避けるなどにご協力をいただきますようお願いいたします。

本町は、今のところ幸いにしまして6月5日以降感染者は確認されていませんが、今後も啓発活動と緊張感を持って対応をしていかなければならないと思っております。

それでは、議案第37号損害賠償の額を定めることについて。道路の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、損害賠償額を下記のとおり決定する。

1、相手方は記載のとおりでございます。2、事故の概要、令和3年5月21日午前11時20分、町が管理する広域農道大村東彼線におきまして、落石に軽トラックが接触する事故が発生し、当該車両が全損した。3、損害賠償額、72万4800円。

提案の理由といたしまして、道路の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により本案を提出するものであります。詳細につきましては建設課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして説明をいたします。今回の事故につきましては、広域農道を彼杵の方から大村方面に通行する車両に落石が当たっております。ドライブレコーダーの映像があったんですけど、法面からまさに石が落ちて来て、それにぶつかったという事故でございます。石の大きさにつきましては、長さが80cm程度で、高さが40cm、厚みが50cm程度で、重量に換算しますと1tから1.5tぐらいあるのではないかとという石でございます。

落石の原因につきましては、直接石が落ちる瞬間は陰で見えていないんですけど、イノシシが周りを掘ったものだろうというのが、あとから現場に上りまして、現場確認しまして推測をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

維持管理の瑕疵に起因して発生したということでございますけれど、今、建設課長の説明のとおりで、各地区で広域農道に限らずイノシシによる落石というのは、あちこちで頻発しているのが現状なんです。ですから、維持管理という分において、定期的なパトロールとか、あるいは地区の方からの情報提供、例えば、毎日通っておられる方々のここは危ないよというような情報提供等の要請とか、定期的なパトロールとか、そういった部分はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

定期的な点検というのが、非常に、通行が、道路のすぐ上でございまして、なかなか、そこで草刈りをする時もガードマンを配置しないと危ないような状況でございます。全長も長くて、非常に一箇所一箇所点検していくということは困難です。困難ではありますが、点検は、車をゆっくり走らせながら点検をする状況は建設課も随時しておりますし、建設課長も通勤途中もずっとそっちを走ったりする時もございますので、そこで確認をしておりますがなかなかですね。県で造って町で

管理をするんですが、県にも何とかこういう非常に落石が多いような地域が見られる時は、何とか落石防護柵ができないものかどうか、今後お願いをしてまいりたいと思っております。

私も、ドライブレコーダーを、建設課長からパソコンに送ってもらって見たんですが、本当にちょうど落ちてきた時に車がぶつかって、よく人身事故にならなかったなど。それで、こっちが中央線を飛び越して右にハンドルを切られているものですから、向こう側から車が来ていたらもっと大変な事故になっていたなどと思って、本当にひやっとしたところでございます。

橋村議員がおっしゃったように、できる限りの点検をして回りたいと思いますが、地域の皆さんもそこを点検をお願いするのは非常に危険でございますので、これは、役場が責任を持って対応できる範囲はしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

おっしゃるとおりなんですけれど、広域農道とか深澤道路とか、あそこは町営バスやスクールバスも走っているんですよね。この間、私もあちこち見て回ったんですけれど、昔の江崎商店があるじゃないですか、あれからずっと高峰の方に上って行ったら、右手の方も結構イノシシがいて、石が、大きな石が崩れかかっているんですよ。これは広域農道ではないんですけれどね。やはり、あそこも危ないなと言って。例えば、あっちの方のドライバー辺りはそういうのを気づけて、自分たちで、例えば倒木とかあった時は自分たちで片付けたりしているんですけれど、ちょっと心配な部分があちこち点在していますので、極力そういうことがないような形でやっていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう形で、町道の方は、地域の住民の方にもお願いをしてまいりたいと思っております。そして、旧中岳幹線、おっしゃいましたように黒岩という所がございまして、岩が見えている所がございまして、大雨の時にはそこは通行止めにさせていただいて様子を見る。そして、龍頭泉もそうでしたけれど、やはり、雨が降った後も、ちょっと時間を置いて落ちてくる可能性もございまして、その辺も十分精査をしながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今回、本当に事故に遭われた方に大変だったなどと思っております。この72万4800円という金額についての根拠でございますけれど、この車が何年ぐらい使われていたのか、減価償却なども含めて。それと、その中に慰謝料というか、そういう積算根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

損害賠償額の内訳については、車両が 64 万 4000 円、レッカー代が 1 万 2600 円、代車費が 6 万 8200 円。賠償対象となりましたトラックについては、平成 25 年のトラック、ダイハツハイゼットでございます。エンジン部分が大破ということで、その残存価格等で保険が請求されたものでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 37 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 3 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前 9 時 37 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 大石 俊郎

署名議員 尾上 庄次郎